

環境指導課

1 大気汚染

大気の汚染状況については、太宰府市内（保健環境研究所）及び糸島市内（糸島総合庁舎）の大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の項目の常時測定を実施している。

光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）は、福岡県内の全測定局で環境基準を達成していない状況にある。なお、光化学オキシダントについては、福岡県が定めている光化学オキシダント緊急時対策基本要綱に基づき注意報等の発令について体制を整備しているところである。

また、管内では太宰府（保健環境研究所）と糸島（糸島総合庁舎）に固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、環境放射線の水準調査を実施している。加えて、平成25年3月には、九州電力(株)玄海原子力発電所から30キロ圏内（UPZ＝緊急時防護措置準備区域）の糸島市内の2カ所（二丈測定局：福吉小学校、志摩測定局：引津小学校）を設置し、空間放射線量率の測定等を実施している。

大気汚染常時監視測定局での測定

調査地点	測定項目	環境基準の適合状況（○：適合 ×：不適合）		
		24年度	25年度	26年度
太宰府測定局 (太宰府市向佐野)	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	—※	×	×
糸島測定局 (糸島市浦志)	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	—※	×	×

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

※有効日数が250日に満たないため、「日平均値の年間98%値」の算出を行っていない。

2 水質汚濁

公共用水域や地下水における水質の汚濁状況を監視するため、河川は毎月1回7河川の7定点（環境基準点）及び年4回別の5河川の5定点（補助点）、また地下水は県域の10kmメッシュの区画ごとに1地点を選定し、毎年度1回6～7地点で水質調査を実施している。

なお、環境中のダイオキシン類濃度については、河川、地下水及び土壌で調査を実施している。

(1) 河川（環境基準点）の水質測定（BOD）

河川名	地点名	類型	環境基準値 (mg/l)	BOD75%値 (mg/l)		
				24年度	25年度	26年度
宝満川	岩本橋	A	2.0	0.8	1.0	1.1
				○	○	○
桜井川	汐井橋	A	2.0	1.4	1.4	1.7
				○	○	○
一貴山川	深江橋	A	2.0	1.0	1.7	2.0
				○	○	○
加茂川	佐波橋	A	2.0	0.5	1.0	1.3
				○	○	○
福吉川	福吉橋	A	2.0	1.6	1.6	1.4
				○	○	○
雷山川	加布羅橋	A	2.0	2.3	3.1	2.7
				×	×	×
長野川	赤坂橋	A	2.0	0.8	1.4	1.4
				○	○	○

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(2) 地下水の水質測定

市町村名	測定地点数 (注)			備考
	24年度	25年度	26年度	
筑紫野市	1 (○)		1 (○)	測定項目は有害物質項目等
春日市		1 (○)		
大野城市		1 (○)		
太宰府市			1 (○)	
那珂川町	1 (○)		2 (○)	
糸島市	5 (○)	4 (○)	3 (○)	

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(3) ダイオキシン類環境調査（平成26年度）

調査区分		調査地点	測定結果	環境基準
河川	水質	糸島市（一貴山川）	0.17	1 (pg-TEQ/L)
		糸島市（加茂川）	0.10	
	底質	糸島市（一貴山川）	1.9	150 (pg-TEQ/g)
		糸島市（加茂川）	0.64	

3 公害

当所管内は、福岡市の南部及び西部に隣接したベッドタウンであり、環境の質的向上を求める住民の声は大きく、公害苦情については、廃棄物（野焼き・不法投棄等）や水質汚濁に関するものが多い。

公害関係法令の対象となる施設や工場・事業場については、届出の審査・受理と監視指導を行っている。

アスベストの対策については、建築物の解体現場等からアスベスト粉じんが飛散しないよう、大気汚染防止法による事前届出（特定粉じん排出等作業）の審査と作業方法の監視指導を行っている。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で特定施設の設置者にダイオキシン類排出量の自主測定と排出基準の遵守を義務づけている。

また、462種類の特定化学物質に関しては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（P R T R法）に基づき、環境への排出量等を排出事業者が国へ届け出て、データを国が公表することとしている。

(1) 公害関係施設数・事業場数（平成27年度）

法・条例		市 町 名						計	
		筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	糸島市		
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	施設数	92	56	51	45	15	75	334
		事業場数	39	22	29	27	10	31	158
	一般粉じん発生施設	施設数	6	0	6	3	45	24	84
		事業場数	5	0	5	3	7	8	28
	揮発性有機化合物排出施設	施設数	1	0	0	0	2	3	6
		事業場数	1	0	0	0	1	0	2
特定粉じん排出等作業件数			4	2	0	1	2	0	9
公害防止条例		施設数	44	13	32	19	12	39	159
		事業場数	30	12	23	15	9	23	112
水質汚濁防止法		事業場数	134	53	57	48	37	424	753
ダイオキシン類対策特別措置法	大気特定施設	施設数	5	4	1	1	4	5	20
		事業場数	4	2	1	1	4	4	16
	水質特定施設	施設数	1	4	0	0	2	2	9
		事業場数	1	1	0	0	1	1	4
土壌汚染対策法	調査猶予事業所数(3条)		2	3	0	0	1	1	7
	形質変更届出数(4条)		9	3	3	1	2	12	30
	調査命令件数(5条)		0	0	0	0	0	0	0

(2) 公害関係事業場の立入検査・指導等（平成27年度）

法・条例	区分	立入検査	検体採取 (行政検査)	報告書徴収 (検査結果等)	文書指導	行政処分 (改善命令等)
大気汚染防止法 公害防止条例		67	4	0	0	0
	水質汚濁防止法	132	25	0	1	0
ダイオキシン類 対策特別措置法		80	0	11	4	0

(3) 公害関係施設・事業場の届出件数（平成27年度）

法・条例		届出の区分	新規設置届		廃止届	
			施設	事業場	施設	事業場
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	19	6	12	8	
	一般粉じん発生施設	1	1	5	2	
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	
	揮発性有機化合物排出施設	0	0	0	0	
公害防止条例		0	0	0	0	
水質汚濁防止法		14	3	9	5	
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	0	0	6	5	
	水質特定施設	0	0	0	0	

(4) 公害等苦情処理件数（平成27年度）

区分		市町名	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	糸島市	計
			受理 件数	新規 受理 件数	大気汚染	0	4	5	2
水質汚濁	4	0			6	1	3	2	16
土壌汚染	0	0			0	0	0	0	0
騒音	0	0			0	0	0	0	0
振動	0	0			0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0			0	0	0	0	0
悪臭	0	0			0	0	0	1	1
廃棄物(注)	13	2			2	3	9	6	35
その他	0	0			0	0	0	0	0
小計	17	6		13	6	12	9	63	
	前年度からの繰越	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	17	6	13	6	12	9	63	
処理 件数	解決	17	6	13	6	12	9	63	
	翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	
	他機関へ移送	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	17	6	13	6	12	9	63	

(注) 廃棄物の不適正処理（不法投棄、野焼き、野積み等）に関する件数

(5) P R T R法の届出事業所数（平成27年度）

業種	市町名							計
	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町	糸島市		
燃料小売業	14	12	10	14	8	11	69	
自動車整備業	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	3	1	5	1	0	3	13	
上記以外の業種	3	3	0	0	2	4	12	
計	20	16	15	15	10	18	94	

4 廃棄物

ごみやし尿等、主に人の日常生活に伴って発生する一般廃棄物の処理は、市町村の清掃事業により計画的に収集処理されており、当所では、一般廃棄物処理施設の設置許可・届出に係る事務等を行っている。

一方、事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、福岡県廃棄物処理計画（平成28年3月策定）によれば、福岡県内において一般廃棄物の約9倍の約17,339千t（平成25年度）の量が発生していると推計され、排出事業者や産業廃棄物処理業者等によって処理されているところである。

これらの排出事業場や産業廃棄物処理業者に対して、立入検査や巡回監視を実施して適正処理を指導するとともに、不適正事例として見られる廃棄物の野積みや野外焼却に対しては、行為者に対して適正処理の指導を強化している。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）により、従来から使用済自動車（廃車）の解体や破砕等を担ってきた関連業者は全て都道府県知事の登録・許可制となったため、当所でこれらの事務や指導を行っている。

さらに、管内5市1町、警察及び県関係機関等で構成する筑紫・糸島地区廃棄物不法処理防止連絡協議会において、廃棄物に関する情報交換を行うとともに、連携して不適正処理防止にあたっている。

(1) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可状況

区 分		年 度		
		25年度	26年度	27年度
産 業 廃 棄 物 処 理 業	収集運搬	863	908	957
	中間処理	54	55	52
	最終処分	3	3	3
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬	96	105	111
	中間処理	1	1	1
	最終処分	0	0	0
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	中間処理施設	34	30	30
	最終処分場(注1)	9	8	8

(注1) 許可済み未設置を含め、許可件数を計上。

(2) 自動車リサイクル法に基づく業者の登録・許可状況（平成27年度）

業 の 区 分	業 者 数
引 取 業 者 （ 登 録 ）	109
フロン類回収業者（登録）	42
解 体 業 者 （ 許 可 ）	14
破 砕 業 者 （ 許 可 ）	1

(3) 産業廃棄物関係事業場の立入検査・指導件数 (平成27年度)

事業場等の区分	立入検査	検体採取	指導状況		
			口頭	指導票	公文書
排出事業場	28	1	18	0	0
産業廃棄物処理業者	535	13	138	1	5
その他の業者	331	1	37	4	8
計	894	15	193	5	13

(4) 産業廃棄物処理業者に対する指導等

産業廃棄物処理業者に対しては、適正処理を推進するための講習会を、県が主催して毎年1回県内のブロックごとに実施している。

また、警察署の協力を得て、一般公道を走行中の産業廃棄物運搬車両について、車両に携帯が義務づけられているマニフェストと運搬する廃棄物が整合しているか検査するため、マニフェスト検問を実施している。